

船舶事故調査報告書

令和元年11月13日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	火災
発生日時	平成30年12月19日 08時00分ごろ
発生場所	長崎県松浦市鷹島犬埼西方沖 津崎鼻灯台から真方位081° 2.5海里（M）付近 （概位 北緯33° 24.3′ 東経129° 43.3′）
事故の概要	漁船第九十二兵殖 ^{ひょうしよく} は、北東進中、機関室から火災が発生した。 第九十二兵殖は、機関室等に焼損を生じた。
事故調査の経過	平成30年12月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第九十二兵殖、19トン NS2-13948（漁船登録番号）、株式会社兵殖 18.80m（Lr）×4.47m×1.81m、FRP ディーゼル機関、455kW（動力漁船登録票による）、平成4年7月1日
乗組員等に関する情報	船長 男性 46歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年4月19日 免許証交付日 平成26年2月13日 （平成31年3月12日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	機関室、操舵室等に焼損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、養殖魚に給餌 ^{きゅうじ} する目的で餌を約10t積み込み、平成30年12月19日07時40分ごろ犬埼西北西方沖の養殖場（以下「本件養殖場」という。）に向けて松浦市松浦港を出港した。 船長は、操舵室で手動操作により操船に当たり、主機を回転数毎分（rpm）約1,500とし、約11ノットの対地速力で犬埼西方沖を北東進中、08時00分ごろ主機の回転数が約1,300rpmに低下したので甲板員に操舵室下方の機関室を見に行くように指示した。

甲板員は、機関室の左舷側の扉を開けた際、黒煙が充満していたので船長に報告した後、機関室の右舷側の扉を開けたところ、主機と機関室の右舷壁の間に火炎を認めた。

船長は、甲板員から報告を受け、主機を停止させた後、甲板員と共に初期消火にあたり、雑用海水ポンプの電源が入らなかったので操舵室に置いてあった自動拡散型消火器^{*1}の使用を試みたものの、使用方法が分からず、消火活動を断念した。

(図1参照)

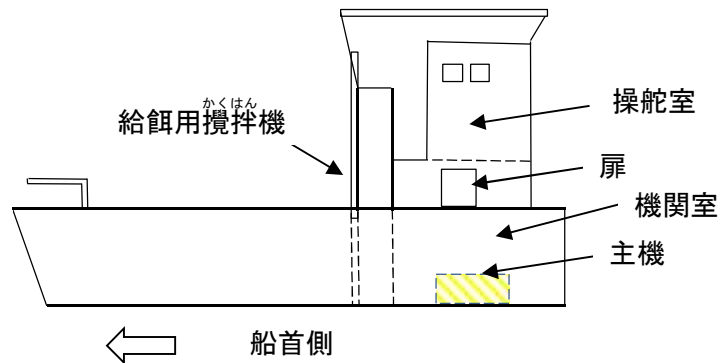


図1 船体図 (イメージ)

船長及び甲板員は、船首甲板に避難していたところ、本件養殖場で作業を行っていた僚船が異変に気付いて来援し、同船に移乗した。

本船は、僚船の船長が携帯電話で海上保安庁、所属の漁業協同組合及びA社に本事故の発生を通報し、09時00分ごろ来援した巡視艇により消火活動が行われて09時20分ごろ鎮火した。

本船は、消火による放水を受けて水船状態となり、来援した別の僚船2隻に両舷から横抱きされ、10時30分ごろ松浦市床浪港^{とこなみ}に入港した。(写真1参照)



写真1 本船 (漁業協同組合提供)

(付図1 事故発生経過概略図 参照)

その他の事項

本船は、船体中央部より後方に操舵室があり、その下方に機関室を

*1 「自動拡散型消火器」とは、機関室の天井近くに設置し、火災による温度上昇を感知して自動的に消火剤を水平扇状に放射する消火器をいう。

設置していた。

機関室は、前部に給餌用攪拌機^{かくはん}があり、ほぼ中央に主機が据付けられており、主機の両舷に燃料タンク（容量約1,500ℓ）があり、主機の右舷後方にある区画にバッテリーが船尾方向に4個置かれていた。

バッテリーの電圧は、12Vであり、それぞれ2個のバッテリーを直列接続して24Vにし、主機又は操舵室に設置された配電盤を経て電装品に給電していた。

本船は、本事故の半年前、主機と操舵室の警報盤間の電気配線が短絡してクラッチ油圧低下の警報表示ランプが点灯し、機関製造会社によって修理が行われた際、同配線を含んだワイヤーハーネスケーブル（電気配線の束）に腐食が生じていた。

本船は、本事故の前々日、本件養殖場付近を航行中、主機の回転数が約1,300rpmから約1,200rpmに低下し、機関室から異音、異臭及び白煙を生じたので、本事故の前日に機関製造会社が点検したものの、主機及び減速逆転機に異常がなかった。

船長は、本事故当日、主機を始動する前に、潤滑油量、冷却清水量、ビルジ量、各部の点検等を行い、主機の始動後、潤滑油の圧力、冷却海水量等の点検を行い、異常がないことを確認した。

本船は、本事故時、操舵室の警報盤の警報表示ランプ及び警報ブザーが作動しなかった。

本船は、本事故で、操舵室を焼失しており、機関室から船尾にかけて甲板が焼損して黒炭化し、機関室左舷側後方の焼損が強く、主機左舷側付近に電気配線が集まり激しく焼損していたが、主機の潤滑油や燃料の漏れ及び主機の各部に破損及び変形はなかった。

（写真2、写真3参照）



写真2 本船船尾側

	<div data-bbox="753 192 1441 564" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="858 595 1054 629" style="text-align: center;">写真3 機関室</p> <p data-bbox="547 689 1430 819">本船は、消火設備として操舵室に自動拡散型消火器及びバケツが備えてあったものの、機関室に自動拡散型消火器が設置されていなかった。</p> <p data-bbox="547 835 1430 913">本船は、約26年前に新造されてから、定期的な電気配線の外観点検及び絶縁抵抗計測が行われていなかった。</p>
<p data-bbox="165 931 225 965">分析</p> <p data-bbox="193 981 448 1155">乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p data-bbox="547 981 603 1014">なし</p> <p data-bbox="547 1030 603 1064">あり</p> <p data-bbox="547 1079 603 1113">なし</p> <p data-bbox="547 1128 1430 1207">本船は、犬埼西方沖を北東進中、機関室から出火したものと考えられる。</p> <p data-bbox="547 1223 1430 1352">本船は、機関室の左舷側に敷設された電気配線の短絡等の異常を生じて出火した可能性があると考えられるが、火災による焼損が激しく、出火した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p data-bbox="547 1368 1430 1447">自動拡散型消火器は、操舵室に置いており、機関室に設置されていなかったことから、効果的な消火ができなかったものと考えられる。</p>
<p data-bbox="165 1458 225 1491">原因</p>	<p data-bbox="547 1458 1430 1536">本事故は、本船が犬埼西方沖を北東進中、機関室から出火したものと考えられる。</p>
<p data-bbox="165 1559 309 1592">再発防止策</p>	<p data-bbox="547 1559 1430 1637">今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul data-bbox="584 1653 1430 1825" style="list-style-type: none"> ・ 機関室の適切な場所に自動拡散型消火器を設置すること。 ・ 専門会社等による定期的な電気配線の点検を行うことが望ましい。 ・ 持運び式消火器を設置することが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

